

特記仕様書

(共通)

1. この仕様書に定めのない事項については、契約図書、山口県業務委託共通仕様書、監督職員の指示に従うものとする。

2. 優先順位は、監督職員の指示、特記仕様書、共通仕様書の順とする。

3. 目的

本業務は、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者への被害の防止、および橋梁等の適切な維持管理のために必要な情報を得ることを目的に実施し、損傷状況の把握、対策区分の判定、健全性の診断、および点検結果の記録を行うものである。

4. 対象橋梁

下関市豊浦町大字宇賀13528-12クリーンセンター響への搬入橋
(幅員8m 程度、橋長70m を超え90m 以下)

5. 実施計画

受注者は、契約締結後速やかに業務計画書、工程表、管理技術者および照査技術者届、その他関係書類を発注者に提出しなければならない。

6. 守秘義務

(1) 本業務における成果は、全て発注者に帰属するものであり、受注者は委託の過程及び結果から知り得た情報について発注者の許可なく公表してはならない。

(2) 発注者より貸与された資料及び成果品について、受注者は破損、紛失のないように取り扱いに十分注意するものとする。

7. 貸与資料

本業務を実施する上で必要となる資料は、発注者が承認した受注者側の管理技術者に貸与するものとする。

8. 労働環境改善の取組

(1) 業務の実施にあたっては、「調査・設計等業務におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

(2) 今後の労働環境改善のため、後日アンケートを実施する場合には、受注者は調査表等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行うこと。

9. 管理技術者、照査技術者の資格要件

本業務における管理技術者および照査技術者は下記に示すいずれかの資格保有者とする。なお、管

理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

- ・技術士〔総合技術監理部門(建設-鋼構造及びコンクリート)、建設部門(鋼構造及びコンクリート)〕
- ・RCCM(鋼構造及びコンクリート)
- ・国土交通省登録技術者資格(施設分類「橋梁」、業務「計画・調査・設計」、知識・技術を求める者「管理技術者・照査技術者」)
- ・建設コンサルタント登録規定に基づく技術管理者〔鋼構造及びコンクリート〕
- ・土木学会認定技術者資格制度に基づく土木学会認定技術者〔特別上級技術者(分野:メンテナンス)、上級技術者コース A(分野:メンテナンス)又はコース B(分野:橋梁)、1級技術者コース Aー分野:メンテナンス)又はコース B(分野:橋梁)〕
- ・国土交通省登録技術者資格において、以下の担当技術者に該当する資格〔鋼橋〕
施設分野:橋梁(鋼橋)
業務:点検・診断に該当する資格

10.適用指針

本業務は、下記の基準等の最新版に準拠して行うものとする。

- (1)山口県橋梁点検要領
- (2)道路橋定期点検要領
- (3)橋梁定期点検要領
- (4)点検支援技術性能カタログ
- (5)その他必要となる技術基準等

(橋梁等点検業務)

1.橋梁等定期点検(職員点検)

1-1 計画準備

業務計画書及び、詳細な点検計画となる実施計画書を作成する。

計画書の作成にあたっては、初回協議において、過年度資料等を用い、交通規制の要否、近接手段等について情報収集整理を行い、点検方針を決めるものとする。

交通規制を要する橋梁等については、現地踏査を行い、必要な情報を収集し、定期点検に必要な関係機関等との協議用資料や説明用資料等を作成すること。

1-2 定期点検

道路橋定期点検要領に定める記録様式を用い、各径間の部位・部材毎で損傷種類に応じて損傷区分を評価し、各径間の中で最も悪い損傷をその橋の部位・部材における損傷区分として下記資料を作成すること。なお、損傷等の写真については、健全箇所も含め、橋梁等の全体状況が把握できる可能な限りの範囲を撮影することを基本とし、記録様式添付写真以外も納品の対象とする。

〈作成資料〉

- ・道路橋定期点検要領に基づく、様式1～3

- ・山口県橋梁定期点検要領(案)に基づく、「点検調書(その1～4)」

1-3 報告書作成

定期点検業務の成果として、作成した資料や点検表記録等のとりまとめを行う。なお、報告書は、紙媒体のものに加え、電子媒体でも納品すること。

1-4 打合せ協議

打合せは、業務着手時、各作業の中で主要な区切りの時点及び成果物納入時に行う。

- ・業務着手時

業務計画書を基に、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、定期点検に必要な資料等の貸与を行う。

- ・中間打合せ

現地踏査完了時や現地での点検終了時等の区切りにおいて行う。

- ・成果物納入時

成果物のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。

2.橋梁等の点検の体制

橋梁等の点検に係る点検体制は以下の通りとする。

- ・点検は、以下のいずれかの資格を有する者で実施すること。

- (1)本業務における管理技術者と同等の資格

- (2)国土交通省登録技術者資格において、以下に該当する資格

- ・鋼橋「施設分野:橋梁(鋼橋)－業務:点検」

- ・コンクリート橋「施設分野:橋梁(コンクリート橋)－業務:点検」

- ・診断は、以下のいずれかの資格を有する担当技術者が行うこと。

- (1)本業務における管理技術者と同等の資格

- (2)国土交通省登録技術者資格において、以下に該当する資格

- ・鋼橋「施設分野:橋梁(鋼橋)－業務:診断」

- ・コンクリート橋「施設分野:橋梁(コンクリート橋)－業務:診断」

3.緊急対応

現場作業時に緊急対応が必要とされる損傷が発見された場合は、直ちに監督職員に報告すること。

4.新技術等の活用検討について

受注者は、計画準備の際に、個別の施設ごとに定期点検にて新技術等※1を活用することで、費用の縮減や事業の効率化が図れるか否かを必ず検討すること。なお、新技術等の活用検討にあたっては、当該新技術等の適用箇所、適用条件等に留意すること。

検討の結果、効率化等の効果が期待できる場合は、新技術等を積極的に活用すること。新技術等の活用の可否について、検討結果を記録し、定期点検において新技術等を活用した場合には、活用記録表

も作成すること。(結果的に活用しなかった場合も、検討結果の記録は作成すること。)これらの記録は、成果品の一部として納品すること。

※1 新技術等:国土交通省が作成している「点検支援性能カタログ」に掲載されている技術を指す。